平成２２年（フ）第１５７号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口883番地の１
破産者　虎澤　譽子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８５６号
名古屋市天白区高坂町275番地
破産者　ツルタ興事株式会社
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３１号
大津市石山寺４丁目10番２号
破産者　栄進工業株式会社
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６号
京都府京丹後市大宮町周枳2231番地
破産者　坪倉建設株式会社
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３６３号
岡山市北区矢坂東町４番15号　コスモクィーン矢坂Ⅱ403、開始決定時の住所岡山市北区高松原古才593番地１　レオパレスピュア高松102号
破産者　川面　敏之
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８６号
横浜市都筑区東方町586番地
破産者　有限会社ジェイテック
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
川崎市高津区下野毛１丁目11番58号
破産者　有限会社ニチミ製作所
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
埼玉県所沢市和ケ原２―215―３
破産者　有限会社クララジャパン
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
川崎市川崎区渡田東町２番２号
破産者　有限会社當伸工業
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
岐阜県各務原市那加桜町１丁目121番地の26
破産者　株式会社アース
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４号
岐阜県羽島郡笠松町米野字高瀬788番地
破産者　有限会社三敬銘材
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８号
兵庫県加西市北条町北条806番地の１
破産者　株式会社正中製作所
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第９４号
鳥取県鳥取市気高町勝見696番地１
破産者　株式会社浜村ビューホテル
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７８号
香川県高松市松福町２丁目19番18号
破産者　株式会社東山園
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第２５６号
宮崎県都城市野々美谷町2217番地
破産者　有限会社サンフォーム
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３４５号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目６番５号　サンソシエ６Ａ
破産者　有限会社総合空調サービス
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
茨城県水戸市大塚町1852番地の68
破産者　株式会社ヘアリィエストクリニック
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８９号
札幌市白石区平和通12丁目北４番25号
破産者　有限会社ジェービーオートボディハヤシ
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４５６号
山形県村山市中央１丁目５番27号
破産者　林工業株式会社
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６３号
山形県寒河江市大字平塩字楢沢山1091番地の65
破産者　株式会社さくらんぼ愛寿会
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
山形市大字漆山1480番地２
破産者　株式会社店舗計画
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部